高等教育の修学支援新制度について、２次採用が開始されることに伴い、更なる周知を依頼するものです。

事　務　連　絡
令和３年９月３日

各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
総合教育政策局 生涯学習推進課

高等教育の修学支援新制度の一層の周知について（依頼）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、独立行政法人日本学生支援機構から８月31日付の通知において、給付型奨学金における二次採用についてご連絡させていただいております。

ついては、各大学等における学生等・保護者への周知の状況について、今一度ご点検いただくとともに、二次採用の募集期間中に繰り返し案内するなど、新制度の支援対象となり得る学生等が申込の機会を失することがないよう、一層の対応をご検討いただくようお願いします。また、学生等・保護者向け案内用の資料を添付しておりますので、必要に応じてご活用ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方独立行政法人を設置する地方公共団体の担当課におかれてはその設置する地方独立行政法人を通じて、その設置する大学等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、

国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

【参考】

◆ 文部科学省ホームページ

・大学生・高校生・保護者向け特設ページ　http://www.mext.go.jp/kyufu/

・高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院、専門教育 ＞ 高等教育の修学支援新制度）を参照

◆ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

・給付型奨学金：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html

（ホーム ＞ 奨学金 ＞ 奨学金の制度（給付型））を参照

・進学資金シミュレーター：https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

（本件問合せ先）
文部科学省 高等教育局 学生・留学生課　高等教育修学支援室
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3505）
e-mail: qafutankeigen@mext.go.jp
※　お問合せは、メールにてお願いします。

以前、給付型奨学金の申込みをしたものの、家計基準を理由に不採用だった方へ

まだ、給付型奨学金をあきらめないで！

以前、給付型奨学金の申込みをして、家計基準を理由に不採用となりました。もう、給付型奨学金は利用できないのでしょうか？

過去に不採用になっても、その後の在学採用に再度申し込むことができます。審査に用いる住民税の情報は毎年夏に更新されるため、次に申し込めば採用される可能性があります。

【申込みのタイミングで審査結果が変わる例】

2020年の予約採用に申し込んだとき

2019年中の世帯収入
４００万円

住民税情報
更新

2021年秋の在学採用に申し込んだとき

2020年中の世帯収入
３７０万円

※　上記は４人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。　上記の例では、世帯収入が減少したことや、年齢の変化に伴う扶養控除の変化により課税標準額が少なくなったために家計基準を満たすことになりました。なお、学業成績等、家計以外の基準により採用されない場合もあります。

住民税の情報に変化がない場合でも、**最近になって家計が急変した事由があれば、別途、緊急採用枠で随時申し込むこともできます。**

高等教育修学支援新制度

家計基準を満たすかは、「進学資金シミュレーター」でチェック！